

**「環境関連や新産業の誘致に向け、税優遇適用産業リストを発表」参考資料：**

1) 「セクターA」優遇措置対象産業（環境および新産業関連の項目を抜粋、仮訳、再構成）

- 新エネルギー・再生可能エネルギープロジェクトに供給する商品。太陽光パネルとその部品、太陽光発電所の部品、グリーン水素プロジェクトの投入物やグリーン燃料の派生物、グリーン水素電解装置、風力発電設備を含む。
- 自動車およびその関連産業。電気自動車、バス、天然ガス自動車、自動車用電気エンジン、充電ステーションなどを含む。
- 抗生物質の製造、腫瘍治療、化粧品など。薬品の有効成分の製造、ワクチンを含む。
- 排水処理、環境に配慮した技術を用いた海水淡水化などのエンジニアリング、鉱物採掘業。海水淡水化装置、新技術、移動手段（モビリティ）トラクターなどを含む。
- 観光事業、特にエコツーリズム、グリーンツーリズム。これには、地上、海上、アパートメント形式のホテル、リゾート用施設を含む。これにはエンターテイメント、販売、文化交流などの関連サービスも含まれる。
- プログラムおよび電子機器の設計・改良を含む、電気通信および情報技術産業。データセンターを含む。
- 石油および天然資源（以下を含む）
- 化学品の生産を含む石油関連事業。原油の採掘、貯蔵、輸送を含む。
- 天然ガスおよび液化天然ガス（LNG）、特にガス・ガソリンスタンド網の拡大。
- グリーンではない（※訳注：いわゆるブルー、ないしグレー）ガスの産出。グリーンでない水素および同誘導体の生産、バイオ燃料、バイオマス、同関連産業、石油採掘現場におけるエネルギー効率化事業。
- メタンや炭素の削減・回収、炭素の利用・貯留プロジェクトなど、炭素排出削減プロジェクト。
- 肥料（特殊肥料、複合肥料、効性肥料など）を含む石油化学製品の製造。
- 鉱物資源の採掘。採掘された金属の利用を含む。
- 新都市における大量輸送システム。
- 海運、港湾、ドライポート、物流拠点、鉄道、地下鉄、電車、河川輸送、高速道路、自動車道、トンネル、商品の道路輸送、商品のチルド輸送を含む輸送活動。

※上記以外に、木材、家具、印刷、包装、農業、畜産業、養鶏業、漁業、食品、農業廃棄物のリサイクルなどが含まれている。

2) 新投資法（2017年6月）および同法施行規則（2017年12月）の日本語版は、以下に掲載されている。

<https://www.jica.go.jp/egypt/office/information/event/180806.html>

※施行規則第10条では、新投資法11条で規定されるインセンティブが適用される対象地として、スエズ運河経済特区、ゴールデン・トライアングル経済特区が明示されているが、「2020年首相令第7号」によって、新行政首都が加えられている。

以上